

滋賀の教育大綱について

1 本県の対応方針

県議会の議決を経て策定した「第 2 期滋賀県教育振興基本計画」に、これからの滋賀の教育を推進する知事の決意を明記した前文を付して、「大綱」とする。

■大綱(案) (平成 27 年度～平成 30 年度)

前文

教育の基本目標

目指す姿

目標達成に向けた 3 つの柱

今後 5 年間に実施する施策と重点取組

推進の方策 等

第 2 期滋賀県教育振興基本計画

※「滋賀県」として策定

(過半数の県が教育委員会
名義で策定)

2 大綱と教育振興基本計画の違い

	大綱	教育振興基本計画
根拠法	地方教育行政の組織及び運営 に関する法律(改正法)	教育基本法
策定主体	首長(知事)	地方公共団体(県により知事名 義と教育委員会名義とがある)
規定する事項	<u>国の教育振興基本計画の基本 的な方針を参照し、その地域 の実情に応じ、当該地方公共 団体の教育、学術及び文化の 振興に関する総合的な施策に ついて、その目標や施策の根 本となる方針</u> ※網羅する必要はない。	<u>教育の振興に関する施策につい ての基本的な方針及び講ずべき 施策その他必要な事項</u> (地方公共団体は、 <u>国の教育振 興基本計画を参照し、その地域 の実情に応じて定める</u>)
策定の義務	義務	努力義務
法律の施行日	平成 27 年 4 月 1 日	平成 18 年 12 月 22 日
対象期間	規定なし(文科省通知では 4 ～5 年を想定)	規定なし(国の計画は 5 年)

<根拠>

参考1 教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

参考2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正） 平成27年4月1日施行

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策

二 （略）

3 本県の対応に係る考え方の整理

＜大綱の制度的位置付け＞

- ・地教行法において、大綱は首長が策定すること、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされており、さらに国の教育振興基本計画を参照することとされている。
- ・なお、文部科学省も、教育振興基本計画の中の「目標」や「施策の根本となる方針」の部分が大綱に該当すると位置付けることができ、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はないとしている。

＜本県における対応＞

- ・本県では、昨年度の知事と教育委員会との意見交換会、第1回総合教育会議において、以下の理由から、「第2期滋賀県教育振興基本計画」に新たに前文を付したものと「大綱」と位置付け、推進していくことについて合意した。

① 「第2期滋賀県教育振興基本計画」は、

○内容面では、本県の教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画であり、国の中長期計画も参照して、本県教育の「目標」や「施策の根本となる方針」を定めたものであり、

○手続面でも、審議会の議論を踏まえ、県民政策コメントや県議会の議決を経て策定（知事提案により策定）されたものであり、法的にも政治的にも重みがある。

②また、本計画に基づく個別具体的な施策を知事と教育委員会が連携してしっかりと推進していくことが重要であり、実際、昨年度も知事と意見交換を行いながら「学ぶ力向上滋賀プラン」の策定や「特別支援教育基本ビジョン」を策定してきた。

③その上で、新たに前文を付すことにより、知事の決意や信念、滋賀県の基本構想との関わりを県民に発信できる。

＜計画全体を大綱とする理由（抜粋しない理由）＞

- ・既存の総合計画や教育振興基本計画の抜粋を大綱とするという考え方もあるが、教育振興基本計画における目標や施策の基本的な方向などは、計画の策定趣旨のほか、背景や前計画の総括を踏まえ、現状や課題の分析などから導き出されたものであり、一体として捉えることが妥当であるとの判断から、計画全体を大綱として位置付けることとしている。

滋賀の教育大綱（前文案）

昨今、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展など、社会状況が大きく変化しています。そうした中、本県では、平成27年3月に「滋賀県基本構想」を策定し、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ」を基本理念として掲げ、県民の皆さんとともに、みんなが将来も持続的に実感できる「心」の豊かさである「新しい豊かさ」を追求していこうとしています。

この将来ビジョンの実現のためには、未来の滋賀を担う人材の育成が重要であることはいうまでもありません。

本年度より始まった新たな教育委員会制度では、首長が、教育委員会と協議して、教育に関する施策の「大綱」を定めることとされました。

平成26年度からスタートした「第2期滋賀県教育振興基本計画」では、基本目標として「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～学び合い支え合う『共に育つ』滋賀の教育～」を掲げています。この目標は、滋賀県基本構想の基本理念とも合致するものであり、県全体としてその実現に向けた取組を進める必要があることから、本県では、第2期滋賀県教育振興基本計画を「大綱」として位置付け、子どもたちの「夢と生きる力」を育むため、教育委員会と連携して、重点的に次の点について取り組みます。

まず、「子どものたくましく生きる力を育む」ため、特に、生きる力のひとつである「確かな学力」については、学習意欲や学習習慣など、確かな学力の基盤となる「学ぶ力」を育みます。また、「すべての人に居場所と出番のある共生社会」の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」インクルーシブ教育を推進します。

次に、「子どもの育ちを支える環境をつくる」ため、家庭・地域・関係機関と連携し、子ども自身がいじめを許さない学校づくりを進めるなど、安全で、安心できる環境づくりに取り組みます。

最後に、「すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する」ため、人権に対する理解を広げ、全ての人にとってより住みやすい共生の社会づくりを進めるなど社会的課題に対応した学習を推進します。

また、平成27年7月に開催された全国高等学校総合文化祭の成果も引き継ぎながら、地域を元気にする文化振興と「美の滋賀づくり」、特色ある文化の魅力発信をしていく必要があること、また、関西ワールドマスターズゲームズ、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会などの大規模なスポーツイベントの開催が予定されていることから、これからの中10年間を見通しながら、「文化とスポーツの力」を活かし、文化や芸術活動、またスポーツの裾野の

拡大や競技力向上などを推進します。

さらには、子どもが自立した市民に育つよう、地域とともにある学校図書館づくりを推進します。

このような滋賀の将来像を実現する主体は、そこに生きる「人」であります。私は「人は人の中で人となる」という信条を持っており、明日の滋賀を担う人を育て、そして、人の力を十分に生かすことのできる社会にしたいと考えています。「自立し、様々な人々や自然と共生できる人」、「チャレンジし、新しい時代を切り拓く力を備えた人」そして『『近江の心』を受け継ぎ、地域社会に貢献できる人』を育てることで、「『自立と共生』に向け、主体性、社会性を育む教育」を目指します。

これらを実現していくため、教育委員会と今まで以上に一体となって、国や市町、関係団体とも連携を図りながら、お互いが志と使命感を持って取り組みます。「対話・共感・協働」を大事にしながら、是非、教職員、保護者、地域の皆さんも一緒に、県全体で子どもたちの「夢と生きる力」を育んでいきましょう。

平成27年 月 日